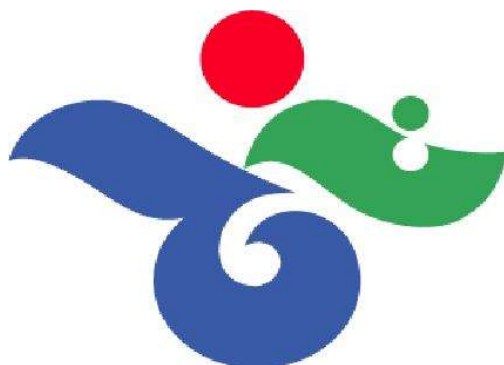


備前市耐震改修促進計画



令和8（2026）年3月
備前市

目次

はじめに

- 1 計画の背景等…………… 1
- 2 計画の位置付け…………… 2
- 3 計画の目的等…………… 2

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模、想定される被害の状況…………… 5
- 2 耐震化の現状と目標…………… 7

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針…………… 9
- 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要…………… 9
- 3 耐震改修の実施を促すための環境整備…………… 11
- 4 地震時の総合的な安全対策に関する事項…………… 12
- 5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項…………… 13
- 6 地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項…………… 14
- 7 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定…………… 15

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

- 1 地震ハザードマップの作成・公表…………… 16
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実…………… 16
- 3 パンフレットの作成、講習会の開催等…………… 16
- 4 リフォームに併せた耐震改修の誘導策…………… 16
- 5 自治会等との連携策・取組支援策…………… 16

第4章 所管行政庁との連携に関する事項

- 1 耐震改修促進法に基づく指導等についての県との連携…………… 17
- 2 建築基準法に基づく指導等についての県との連携…………… 17

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要…………… 18
- 2 その他…………… 18

資料編

- 別紙1…………… 資1
- 別紙2…………… 資2
- 別紙3…………… 資3
- 別紙4…………… 資4

はじめに

1 計画の背景等

(1) 計画の背景

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い生命が奪われました。このうち地震による直接的な死者は5,502人であり、さらに約9割の4,831人は住宅・建築物の倒壊等によるものであったとされています。

国は、この教訓を踏まえ、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下「耐震改修促進法」という。）を平成7年10月に公布し、同年12月に施行しました。

しかし近年、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成20年6月の岩手・宮城県内陸地震、平成28年4月の熊本地震、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震、令和4年3月の福島県沖地震など大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。また、令和6年1月の能登半島地震においては、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊する等の被害が生じました。

このように、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況であり、また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されており、本市においても甚大な被害をもたらすことが想定されています。

本市では、平成17年11月に改正（平成18年1月施行）された耐震改修促進法第5条第1項の規定に基づき、平成20年3月に「備前市耐震改修促進計画」を策定しました。その後、平成25年5月の同法改正（平成25年11月施行）を受け、平成29年8月に本計画を改定し、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震診断の義務付けや、更なる耐震診断等の促進を図るための施策等を定めました。また、令和3年3月に緊急輸送道路沿道建築物に附属する塀等の耐震診断義務付けを含む改定を行い、令和7年度を目標年次として住宅・建築物の耐震化の取組みを進めてきました。

(2) 建築物の耐震化の重要性

大地震の発生を阻止することは困難ですが、大地震による人的、経済的被害を軽減することは可能です。

とりわけ、建築物の倒壊等の被害は、その倒壊等が人的被害を引き起こすだけでなく、①火災の発生、②多数の避難者の発生、③救助活動の妨げ、④がれきや廃材の大量発生や被害拡大及び事後対策の増大などの要因があることが判明しています。

建築物の耐震化などの地震防災対策の充実・促進が何よりも重要であるという理由がここにあります。

2 計画の位置付け

本計画は、「備前市地域防災計画（地震・津波災害対策編）」及び「第3次備前市総合計画」を上位計画として、「耐震改修促進法」及び国が策定した「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「国の基本的な方針」という。）に基づき、備前市における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画として策定するものです。

3 計画の目的等

（1）計画の目的

本計画は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることによって、地震による人的被害及び経済的被害を軽減することを目的とします。国の基本的な方針では、国土強靱化基本計画及び防災基本計画、南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画における建築物の耐震化の位置づけを踏まえ、住宅については令和17年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標に掲げています。

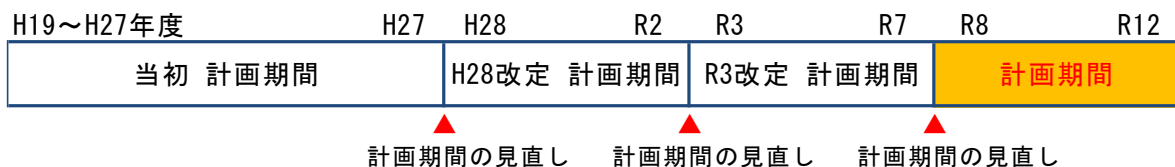
本計画では、国が掲げる耐震化の目標並びに県内で想定される地震規模・被害状況及び耐震化の現状等を踏まえて、住宅・建築物等の所有者等が、自らの問題として、また、地域の問題として意識し、地震防災対策に取り組むための目標を定めるとともに、市が、このような所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築等の必要な施策を示し、もって耐震化の促進を図ることとします。

（2）計画期間

平成17年度の耐震改修促進法の改正を受け、平成19年度に本計画（目標年次：平成27年度）を策定し、これまで、平成29年8月（目標年次：令和2年度）、令和3年3月（目標年次：令和7年度）と、二度の改定を行い、市内の耐震診断及び耐震改修の促進に取り組んできました。

この度、さらに本計画を見直し、令和12年度を目標年次とした令和8年度から5年間の建築物の耐震化の取組方針を定めます。

なお、本計画については、耐震化の進捗状況、事業進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて耐震化の目標等の見直しを行います。



（3）耐震化を図る建築物

市では、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない全ての「耐震強度が不足する建築物」の耐震化を促進します。

特に、昭和56年5月31日以前に着工した、次の①～⑤に掲げる建築物の耐震化に取り組まします。

① 住宅

住宅は、人生の大半を過ごす、欠くことのできない生活の基盤であり、市民の生命、身体及び財産を守ることはもとより、災害発生時における道路の通行確保、救出活動、応急復旧活動の迅速化の観点からもその耐震化を積極的に促進します。

② 特定建築物（耐震改修促進法第14条第一号から第三号まで※）

本計画においては、耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物と用途・規模要件が同じである全ての建築物を、「特定建築物」とします。

特定建築物は、市の庁舎等の防災上重要な建築物や、学校、事務所等の多数の者が利用する建築物等、次に掲げるものであり、地震により倒壊等の被害を受けた場合の社会的影響が著しく大きいことから、強力に耐震化を促進します。

ア 多数の者が利用する建築物

イ 地震発生時に倒壊等により多大な被害につながるおそれがある危険物を取り扱う建築物

ウ 地震発生時に倒壊した場合、通行を確保すべき道路を閉塞させることとなる沿道の建築物

※資料編 資料2「特定建築物一覧」

③ 防災拠点となる公共建築物

地震時において災害応急対策活動の中心となる施設や避難所等の防災拠点となる公共建築物について、重点的に耐震化に取り組みます。

整備にあたっては、大規模地震後に機能継続が可能となるよう、「災害に強い官公庁施設づくりガイドライン※」及び「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」の活用により、防災機能の確保を図ります。

※資料編 資料3「災害に強い官公庁施設づくりガイドライン（抜粋）」

④ 要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第3条第1項※）

耐震改修促進法の改正（平成25年11月施行）により、病院、店舗、ホテルなどの不特定多数の者が利用する建築物、学校、老人ホームなどの避難に配慮を要する方が利用する建築物及び危険物を一定量以上貯蔵または処理している大規模な貯蔵場等のうち大規模なものについては、平成27年末までに耐震診断結果を報告することが義務付けられ、その結果を所管行政庁が公表することとされています。

所管行政庁である県は、平成29年3月に耐震診断結果を公表しましたが、市において、耐震性が不足する要緊急安全確認大規模建築物はありませんでした。

※資料編 資料2「特定建築物一覧」

⑤ 要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第7条）

都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された下記建築物は、所管行政庁が定めた期限までに耐震診断結果を報告することが義務付けられ、その結果を所管行政庁が公表することとされています。

ア 大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物（法第7条第一号）

イ 耐震診断を行わせ、耐震改修の促進を図ることが必要な、相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路等の沿道建築物（法第7条第二号（令第4

条第一号の建築物、同条第二号の組積造の塀))

(※ア、イを総称して要安全確認計画記載建築物という。)

のうち、耐震関係規定に適合しない建築物は、所管行政庁が定めた期限までに耐震診断結果を報告することが義務付けられ、その結果を所管行政庁が公表することとされました。

要安全確認計画記載建築物については、本計画の第2章に記載し、市では、これらの建築物の耐震化についても促進します。

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

市内に大きな被害をもたらすことが想定される大規模な地震として、南海トラフを震源とする地震（南海トラフ巨大地震）、断層を震源とする地震（断層型地震）があります。想定される被害の状況は以下のとおりです。

(1) 南海トラフ巨大地震

① 想定される地震の規模

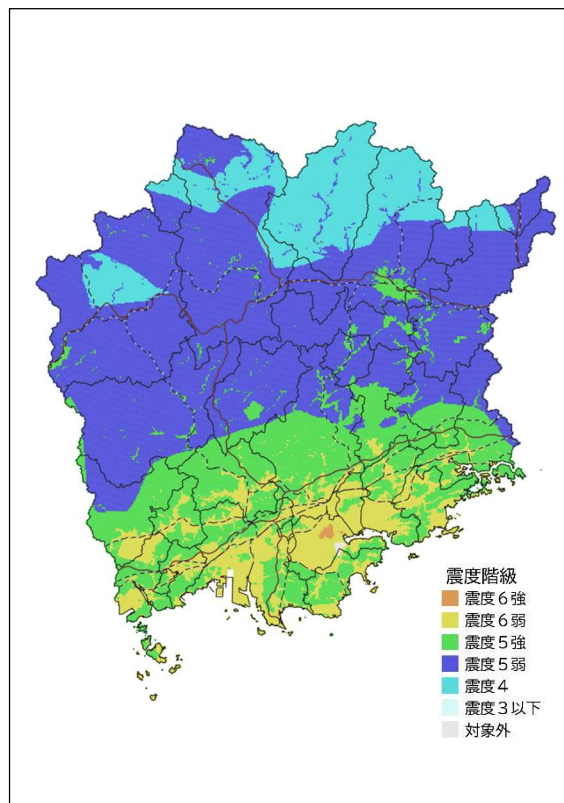
震度6強	岡山市(南区)、倉敷市	2市
震度6弱	岡山市(北区、中区、東区)、玉野市、笠岡市、井原市、総社市 備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、早島町、里庄町矢掛町	9市4町
震度5強	津山市、高梁市、新見市、真庭市、美作市、新庄村、勝央町 久米南町、美咲町、吉備中央町	5市4町 1村
震度5弱	鏡野町、奈義町、西粟倉村	2町1村

② 想定される被害の状況

建物被害	冬/夕に発生した場合
	全壊・焼失棟数
揺れによる全壊	3,240
液状化による全壊	2,644
急傾斜地崩壊による全壊	172
津波による全壊	9,470
地震火災による焼失	6,216
合計(棟)	21,742

人的被害	冬/深夜に発生した場合
	死者数
建物倒壊によるもの	177
急傾斜地崩壊によるもの	16
津波によるもの	3,585
地震火災によるもの	0
屋外落下物等によるもの	0
合計(人)	3,778

・津波は、地震動により堤防等が機能しなくなる場合



南海トラフ巨大地震による震度分布図

※想定される地震の規模及び被害の状況は令和8年2月の岡山県想定です。(資料編 資料1)

(2) 断層型地震

① 想定される地震の規模

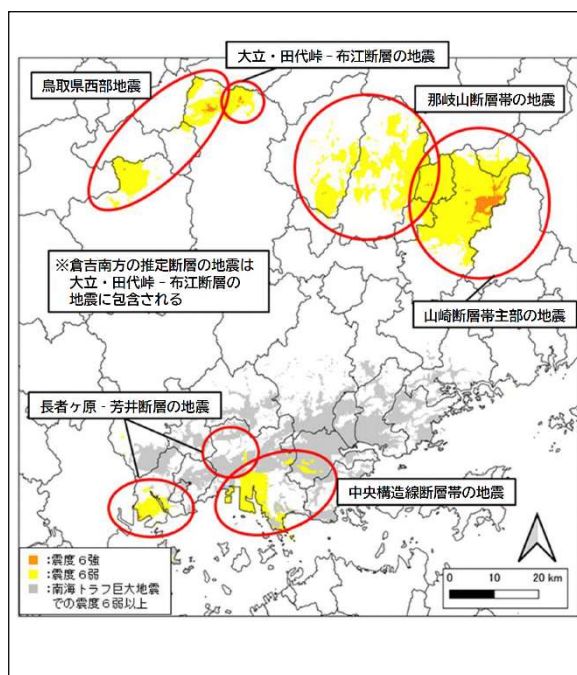
断層名	①山崎断層帯主部	②那岐山断層帯	③中央構造線断層帯	④長者ヶ原-芳井断層	⑤倉吉南方の推定断層	⑥大立・田代峠-布江断層	⑦鳥取県西部地震
マグニチュード	8.0	7.3	8.3	7.3	7.3	7.3	7.3
発生確率	0.1~1%	0.06~0.1%	1%以下	不明	推計なし	推計なし	推計なし
県内最大震度	6強	6強	6弱	6強	6弱	6強	6強
震度6弱以上の市町村 (太字は震度6強)	岡山市 津山市 備前市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村	津山市 鏡野町 勝央町 奈義町	岡山市 倉敷市 玉野市 笠岡市	倉敷市 笠岡市 井原市	真庭市	真庭市	新見市 真庭市 新庄村

- ・マグニチュードは地震の規模を表し、被害想定に用いたもの。
- ・発生確率は今後30年間に地震が発生する確率（地震調査推進研究本部）

② 想定される被害の状況

断層名	建物全壊(棟)	死者数(人)
山崎断層帯主部	849	23
那岐山断層帯	96	5
中央構造線断層帯	1,560	19
長者ヶ原-芳井断層	872	6
倉吉南方の推定断層	3	0
大立・田代峠-布江断層	33	2
鳥取県西部地震	62	3

- ・被害想定は、4種類の季節・時間帯で被害が最大となるケースを表示する。(建物全壊は冬夕、死者数は冬深夜又は正月夕)
- ・建物全壊、死者数は、揺れ、液状化、火災等の合計値を表す。



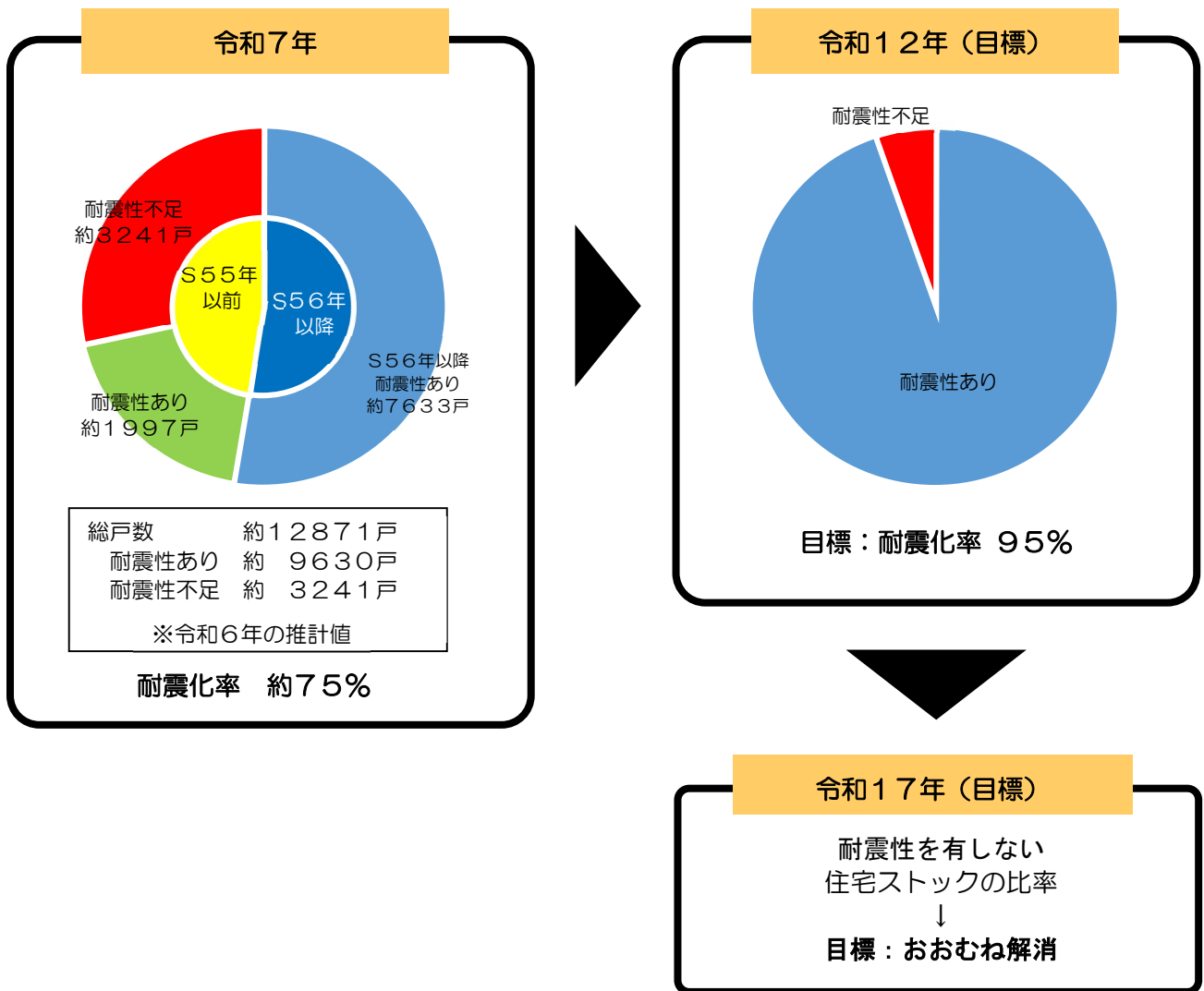
※想定される地震の規模及び被害の状況は令和8年2月の岡山県想定です。(資料編 資料1)

2 耐震化の現状と目標

(1) 住宅

区分	当初の耐震化率 (平成18年度末)	H29改定時の耐震化率 (平成26年度末)	R3改定時耐震化率 (令和元年度末)	現状の耐震化率 (令和6年度末)	目標の耐震化率 (令和12年度末)
住宅	43%	61%	69%	75%	95%

※住宅土地統計調査を用いて、国の推計方法に準じて推計



(2) 特定建築物

特定建築物のうち、公共施設の令和6年度末における耐震化率は、これまでの耐震化の進捗により、市有施設は100%となっています。

また、特定建築物のうち民間建築物については、耐震性が不十分なものが一定数存在することから、これらの建築物について、耐震化の状況把握を継続して行うとともに、引き続き、耐震診断及び耐震改修についての普及啓発、必要な指導・助言を実施します。

(3) 耐震診断義務付け対象建築物

区 分	現状の耐震化率 (令和6年度末)	目標の耐震化率 (令和12年度末)
耐震診断義務付け対象建築物	100%	おおむね解消
要緊急安全確認大規模建築物	100%	100%
要安全確認計画記載建築物	80% (8棟/10棟)	おおむね解消

○要緊急安全確認大規模建築物

→「はじめに」3(3)④参照

○要安全確認計画記載建築物(防災拠点建築物・緊急輸送往路沿道建築物)

→「はじめに」3(3)⑤及び「第2章」5・6参照

※現状の耐震化率は、令和元年度末時点で公表している要緊急安全確認大規模建築物のみ算定している。

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

(1) 基本的な取組方針

建築物の所有者等は、地震防災対策を自らの問題として、また、地域の問題として捉え、主体的に取り組むことが何よりも重要であり、目標達成のための前提となります。

市は、このような建築物の所有者等の取組を支援する観点から、耐震診断及び耐震改修に伴う所有者等の負担軽減のための制度の構築や、耐震化を行いやすい環境の整備など必要な施策を講じることとします。あわせて、耐震改修等を行うことができない場合でも、人命の安全確保につながる可能性のある暫定的・緊急的な対策も積極的に推進することとします。また、所有する公共建築物の耐震化の取組を促進することとします。

(2) 耐震化緊急促進アクションプログラム

本計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的に耐震化を促す取組み、耐震診断を実施した住宅に対する耐震化を促す取組み、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知普及を図ることが重要です。このため、備前市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、住宅耐震化に係る取組みを位置付け、毎年度その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進します。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

広く市民に対して建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について周知・徹底を図るため、普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度、国の税制（耐震改修促進税制等）、融資制度等を活用しながら、建築物の耐震化の促進を図ります。

(1) 補助制度の概要（令和8年4月時点）

【診断事業】

名称	補助対象建築物及び事業	補助額又は補助率（上限額あり）			
		国	県	市	
木造住宅耐震診断事業	昭和56年5月31日以前に着工された地上階数2以下の木造一戸建て住宅 ・耐震診断（現況診断、補強計画） （「岡山県木造住宅耐震診断マニュアル」に掲げる一般診断（現況診断、補強計画）は定額補助とする。）	（現況診断）※一般診断	4万円	2万円	2万円
		（補強計画）※一般診断			
		精密診断	1/3	1/6	1/6

戸建て住宅耐震診断事業	昭和56年5月31日以前に着工された地上階数2以下の木造以外の一戸建て住宅 ・耐震診断（現況診断、補強計画）	1/3	1/6	1/6
建築物耐震診断事業	昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅以外の建築物 ・耐震診断（現況診断、補強計画）	1/3	1/6	1/6
要安全確認計画記載建築物耐震診断事業	要安全確認計画記載建築物に該当し、本市内に存するもの	1/2	1/4	1/4

※ 延べ面積が200㎡以下の場合の補助額であり、延べ面積が200㎡超の場合は、100㎡ごとに合計8千円の割増があります。

【改修事業等】

名称	補助対象建築物及び事業	補助率（上限額あり）			
		国	県	市	
木造住宅耐震改修事業	昭和56年5月31日以前に着工された地上階数2以下の木造一戸建て住宅 ・全体耐震改修	40%	20%	20%	
要安全確認計画記載建築物耐震改修等事業	要安全確認計画記載建築物に該当し、本市内に存するもの ・補強設計 ・耐震改修 ・除却	補強設計	1/2	1/6	1/6
		耐震改修 ・除却	2/5	1/6	1/6

(2) 税制の特例措置の概要

耐震改修促進税制として、所得税額の特別控除、固定資産税の減額措置があります。

また、住宅ローン減税による所得税の減額措置があります。

〔 国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000043.html
国税庁HP <https://www.nta.go.jp> 〕

(3) 融資制度の概要

一定の条件を満たす場合、耐震改修工事にかかる費用について、住宅金融支援機構と提携している金融機関による融資を受けられます。

耐震改修の融資は、個人向け、マンション管理組合向け、事業者向けがあります。

特に、個人住宅の高齢者向け（満60歳以上）の融資では、返済特例として、毎月の支払いを利息のみ（条件によっては、無利子化又は低利子化も可能）とし、利用者の死亡時に一括返済又は担保物件の売却によって元金を返済する制度（リバースモーゲージ型住宅ローン）があります。

〔 住宅金融支援機構 HP <https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/reform/index.html> 〕

3 耐震改修の実施を促すための環境整備

(1) 専門技術者の養成・紹介体制の整備

県では、これまで建築士を対象とした講習会を開催し、「木造住宅耐震診断員」の養成を行うとともに、診断員の登録を進め、その状況がわかるホームページを整備し公表しています。また、一定の調査精度を確保することや報告書の内容を統一できるよう「岡山県木造住宅耐震診断マニュアル」を作成しています。

引き続き、建築物の所有者等が耐震診断を安心して実施できるよう、診断員の養成、登録状況の情報提供等を行います。

(2) 講習会等による普及啓発

県では、市、(一社)岡山県建築士会、(一社)岡山県建築士事務所協会、(一社)日本建築構造技術者協会中国支部岡山地区等の県内建築関係団体等と連携し、予想される南海トラフ等の海溝型地震や断層型地震の規模・被害想定、住宅の耐震化の必要性、重要性に加えて、近年普及している安価な耐震改修工法について、を専門家や技術者はもとより、一般の方にもわかりやすく説明する各種講習会を開催し、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発を図ることとしています。

今後、市では県と連携し、建築物防災週間等の各種行事やイベントの機会をとらえ、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図ります。

4 地震時の総合的な安全対策に関する事項

(1) 建築物の耐震化に加えて行うべき事前の対策

平成17年3月の福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖地震、更に平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震及び平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震の被害の状況から、ブロック塀の安全対策、ガラスの破損や天井の落下防止対策等の必要性が指摘されています。このため、市では県と連携して改善指導等を行います。

① ブロック塀等の倒壊防止

地震時にブロック塀等が倒壊すれば、死傷者の発生や、避難路の閉塞による避難・救援活動への支障を引き起こすこととなります。また、平成31年1月に改正耐震改修促進法施行令が施行され、都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された耐震関係規定に適合しない法第7条第二号（令第4条第二号）のブロック塀等は、所管行政庁が定めた期限までに耐震診断結果を公表することが義務付けられ、その結果を所管行政庁が公表することとされました。このため、「5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項」に位置付け、市ではこれらのブロック塀等の耐震化を促進し、また、これら以外のブロック塀等についても、倒壊の危険性を市民に周知するとともに、補強方法等の普及徹底を図り、必要に応じて県と連携して改善指導を行います。

② 窓ガラスや屋外看板等の落下防止

窓ガラスの破損や、屋外看板、外壁等の落下があれば、死傷者の発生や、がれきによる避難・救援活動への支障を引き起こされることとなります。このため窓ガラス等の破損や落下の危険性を市民に周知するとともに、施工状況の点検の実施、ガラス留め材の改善、屋外看板や外壁材の補強・落下防止等に関する普及徹底を図り、必要に応じて県と連携して改善指導を行います。

③ 天井等の非構造部材の安全確認

東日本大震災において、大規模空間を有する建築物の天井が脱落する被害が多数生じたことを受けて、建築基準法施行令等の改正等が行われ、平成26年4月1日に新しい技術基準が施行されました。この改正により、新築等を行う建築物における特定天井（高さ6m超、水平投影面積200㎡超の吊り天井等）について脱落防止対策に係る新たな技術基準（平成26年4月1日施行）が適用されることとなりました。

また、建築物の定期調査報告に係る調査内容も併せて見直されたことから、定期調査報告等を活用して特定天井の状況把握に努め、改善が必要な建築物の所有者・管理者に対し、天井の脱落防止対策の改善指導を行います。

④ エレベーターの安全対策

平成21年9月に施行の建築基準法施行令等の改正により、新設エレベーターについては、戸開走行保護装置の設置や地震時等管制運転装置の設置が義務化され、既設エレベーターについても改修が求められています。そのためエレベーター内への閉じ込めによる災害を防止するために、建築物の所有者等及び利用者には既設エレベーターの改修や地震対策、管制運転・安全装置等の整備や改良の必要性について普及徹底を図り、必要に応じて改善指導を行います。

また、東日本大震災においてエレベーターの釣合おもりやエスカレーターが落下する事案が複数確認されたことから、平成26年4月施行の建築基準法施行令等の改正等に伴いエレベーター及びエスカレーターの脱落防止対策が明確に示されたことにより、既設エレベーター等に

についても必要に応じて改善指導を行います。

⑤ 家具の転倒防止

家具の転倒は、それによる人の負傷に加え、避難や救助活動への支障を引き起こすこととなります。このため身近な住宅内部での地震対策として家具の転倒防止を市民に呼びかけるとともに、家具の固定方法の普及徹底を図ります。

⑥ 給湯器の転倒防止

東日本大震災及び熊本地震において住宅に設置されていた電気給湯器がアンカーボルトの緊結が不十分等の原因で転倒する被害が多数発生しました。建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定めた告示により、電気給湯器だけではなく、ガス、石油も含めたすべての給湯設備について転倒防止措置の基準が明確化されました。

これらの状況を踏まえ、建築物における給湯設備の転倒防止対策やそれらに付随する配管等の落下防止対策に関する周知を図ります。

(2) 地震発生後の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物・被災宅地の応急危険度判定が必要となった場合は、市は被災建築物・被災宅地の判定実施本部等を設置するなどの必要な措置を講じるとともに、不足する応急危険度判定士の派遣を県に要請し、また、判定士の受入れ等必要な措置を講じます。

5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

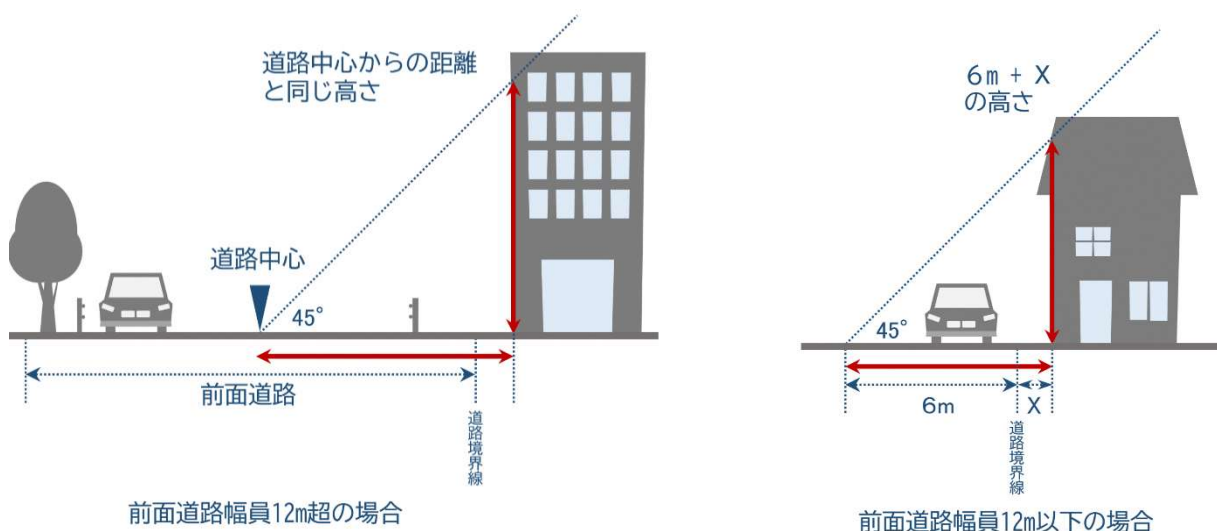
耐震改修促進法では、建築物が地震によって倒壊した場合に、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難が困難になることを防止するため、一定の高さ以上の沿道建築物並びに一定の高さ及び長さのブロック塀等（耐震関係規定に適合しない建築物に限る。）について、耐震診断を行わせ、耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合には、当該建築物の敷地に接する道路に関する事項について、法第5条第3項第二号、三号により都道府県耐震改修促進計画に、また、法第6条第3項第一号、第二号により市町村耐震改修促進計画に記載することができると規定されています。

県では、平成8年10月に策定（平成31年3月改定）した「岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画（令和7年3月改定）（以下「ネットワーク計画」という。）において、緊急輸送を確保するため必要な道路（緊急輸送道路）を定めています。緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、道路の耐震性が確保されているとともに、地震時にネットワークとして機能するものとして定められています。

また、令和元年8月に策定した「中国地方道路啓開計画岡山県計画（令和6年7月改定）」において、啓開ルートを定めています。啓開ルートは、南海トラフ巨大地震によって想定される津波により大量のがれきが発生し、救援・救護、救出活動に必要な不可欠な緊急輸送道路を閉塞させることから、人命救助に重要な72時間を意識した道路啓開が必要となるために定められています。

このことから、これらの路線を法第6条第3項第一号、二号の規定に基づき、次の考え方により指定します。

対象となる沿道建築物



(1) 市が耐震診断を義務付ける緊急輸送道路（耐震改修促進法第6条第3項第一号）

（要安全確認計画記載建築物：緊急輸送道路沿道建築物）

ネットワーク計画で定めた第1次緊急輸送道路のうち、災害時の拠点を連絡する広域幹線道路であり、かつ、ネットワーク計画で定めた第1次防災拠点のうち、県庁、県民局、市・町の庁舎、警察本部、鉄道駅、災害拠点病院、空港・港湾及び物流拠点等で重要なものとして位置付けた拠点を連絡する道路を指定します。

市では、県と連携し、法6条第3項第一号の規定に基づいて耐震診断を義務付ける路線を下記のように定めます。

市が耐震診断を義務付ける路線

路線名	区間	耐震診断結果の報告期間
国道2号	備前市内	令和4年(2022年)3月31日

(2) その他の緊急輸送道路等（法第6条第3項第二号）

ネットワーク計画における第1次～第3次緊急輸送道路及び中国地方道路啓開計画岡山県計画における啓開ルート※（耐震診断の義務付けを行う緊急輸送道路を除く。）を耐震化努力義務道路として指定します。

※資料編 資料4「岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画図」

6 地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項

県が耐震診断を義務付ける防災拠点建築物（法第5条第3項第一号）

（要安全確認計画記載建築物：防災拠点建築物）

耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づき定める大規模な地震が発生した場合において、そ

の利用を確保することが公益上必要な建築物は、地震時における応急対策活動の中心となる施設や避難所となる施設等（既存耐震不適格建築物であって耐震不明建築物であるものに限る。）です。

県では、これらの建築物に耐震診断の実施と報告を義務付けることとし、その対象となる建築物と報告期限は、別途定めています。

7 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

優先的に着手すべき建築物は、次のとおりとする。

- ・地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる庁舎、公民館、警察署及び消防署、医療活動の中心となる病院及び診療所並びに避難所となる学校及び体育館等その他防災上特に重要な既存建築物
- ・法に規定する特定建築物
- ・木造住宅
- ・文化財である建築物、文化財が収蔵されている建築物等

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の地震に対する安全性の向上について、正しい理解と知識の普及をすすめるため、次のような取組や啓発事業を積極的に推進します。

1 地震ハザードマップの作成・公表

市は、県が作成・公表している揺れやすさマップ等を活用しながら、地震による揺れやすさだけでなく、地域の状況に応じて、地盤の液状化や崩壊の危険性、市街地の火災の危険性、避難の困難さ等に関する地域の危険度マップを作成し、ホームページや広報誌により公表します。これにより、建築物の所有者等や地域住民の防災意識の高揚を図るとともに、建築物の耐震化を誘導します。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

市では、建設部都市計画課を相談窓口として、耐震診断の申込みや各種補助事業の申請のほか、市民からの建築相談に応じます。なお、家具の固定や契約、金銭上のトラブルについての相談は危機管理課と連携をとって対応します。

また、県や市のホームページで、最新の情報を提供するよう努めます。

3 パンフレットの作成、講習会等の開催等

市は、これまで県が作成した全戸配布用の耐震改修を啓発するチラシを全戸回覧したほか、今後は、県が作成する住宅の耐震改修事例、家具の転倒防止策についても、わかりやすく解説したパンフレット等や市が作成しているパンフレット等により住宅の耐震診断等の普及啓発に努めます。

また、県や関係団体と連携し、耐震診断及び耐震改修に関するセミナー・講習会の開催を通じて、耐震改修の有効性、住宅の耐震診断及び耐震改修、地震から命を守る方策の普及啓発を行います。

4 リフォームに併せた耐震改修の誘導策

住宅設備のリフォーム、省エネ化やバリアフリー化等のリフォームの機会は、耐震改修を実施する好機であり、あわせて工事を行うことによる費用面でのメリットもあります。

このため、住宅リフォームフェア、住宅セミナー、耐震改修事例を掲載したパンフレット等を通じて、リフォームにあわせて耐震改修工事が行われるよう建築物の所有者やリフォーム業者に県と協力して普及啓発を行います。

5 自治会等との連携策・取組支援策

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要です。市は、町内会等に対して自主防災組織の設立や自主防災組織の育成や啓発など必要な支援を行います。

第4章 所管行政庁との連携に関する事項

1 耐震改修促進法に基づく指導等についての県との連携

所管行政庁（耐震改修促進法第2条第3項の「所管行政庁」を言う。以下同じ。）である県と連携し、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該特定建築物の所有者に対して必要な指導及び助言を行います。また、県と連携し、指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由なく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表します。

2 建築基準法に基づく指導等についての県との連携

1の公表を行ったにもかかわらず、当該建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合であって、当該建築物の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる場合は、当該建築物の所有者に対して、特定行政庁（建築基準法第2条第35号の「特定行政庁」をいう。以下同じ。）である県と連携し、当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう命令を行います。

さらに、当該建築物が、損傷、腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる場合については、当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう勧告やその勧告に係る措置をとるよう命令を行います。なお、勧告や命令については、知事と市長が協議し、耐震診断及び耐震改修を行わないことが、その利用者や周辺住民の生命や財産を守るうえで危険であることについて周知を図りつつ、実施します。

また、耐震改修促進法に基づく指示等と建築基準法に基づく指導等は、整合を図りつつ行います。

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図り、もって地震から県民の尊い生命を守るとともに、経済的被害の防止を図ることを目的として設置している岡山県建築物耐震対策連絡会議における目標の達成状況の把握、施策の追加及び見直し協議等を踏まえ、本計画の着実な推進を図ります。

また、耐震診断及び耐震改修の促進へ向けて、(一社)岡山県建築士会、(一社)岡山県建築士事務所協会、(一社)日本建築構造技術者協会中国支部岡山地区等、県内建築関係団体等との協力と連携体制を維持・発展するように努めます。

2 その他

(1) 市は、耐震化の進捗状況、事業の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、本計画に定めた耐震化の目標等について検証を行います。

(2) 本計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定めます。

